

## ○高額介護合算療養費制度の見直しについて

同一世帯の被保険者で、医療保険と介護保険の自己負担額を年間で合算し、算定基準額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。平成30年8月診療分から算定基準額が段階的に変わります。

・平成30年7月診療分まで

所得区分	算定基準額（後期高齢者医療制度＋介護保険）
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
区分Ⅱ	310,000円
区分Ⅰ	190,000円



・平成30年8月診療分から

所得区分	算定基準額（後期高齢者医療制度＋介護保険）
課税所得690万円以上	2,120,000円
課税所得380万円以上	1,410,000円
課税所得145万円以上	670,000円
一般	560,000円
区分Ⅱ	310,000円
区分Ⅰ	190,000円